

医学研究科修士課程学位審査内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋市立大学学位規程（平成18年4月1日名古屋市立大学達第129号。以下「規程」という。）第19条に基づき、名古屋市立大学大学院医学研究科修士課程における学位審査に関し必要な事項を定める事を目的とする。

(学位申請の資格要件)

第2条 規程第3条第2項による学位の授与を申請できる者は、修士課程修了見込みの者とする。

(修士論文)

第3条 修士論文は、次の各号のいずれも満たす論文とする。なお、本論文は、学位審査以外には使用しない。

- (1) 単著
- (2) 日本語又は英語

(学位申請)

第4条 学位を申請する者は、12月1日（10月入学の場合は6月1日）から第2火曜日の前の週の金曜日までの間に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。但し、修士論文は、12月（10月入学の場合は6月）第3金曜日までとする。

- (1) 学位授与申請書 1通
- (2) 履歴書 5通
- (3) 論文目録 5通
- (4) 修士論文 5部
- (5) 参考論文 5部（申請者が関った論文、無い場合は提出しなくとも良い）
- (6) 論文内容の要旨 別に指定する

(審査委員会)

第5条 規程第7条による審査委員のうち、主査は大学院教務委員会が選任する。（12月（10月入学の場合は6月）第2火曜教授会で報告）

- 2 副査2名は、主査が選任し、大学院教務委員会の承認を得る。
- 3 前号の副査は、医学研究科、薬学研究科及び芸術工学研究科の主査と異なる分野等に所属する専任の教授、准教授、講師から選任する。
- 4 教授会は、12月（10月入学の場合は6月）第4火曜日の教授会において大学院教務委員会より主査・副査の報告を受け、決定する。

(公開審査会)

第6条 審査委員会は、公開審査会を1月（10月入学の場合は7月）第3水曜日に開催する。
（年1回一斉審査）

- 2 公開審査会は、原則として申請者1名当たり発表15分、質疑応答15分とする。
- 3 大学院修士課程学生は、すべての論文の公開審査会に出席しなければならない。
- 4 公開審査会には、教員、大学院博士課程学生、研究生、研究員及びその他大学院教務委員会より許可を得た者が出席できる。

(審査)

第7条 審査委員会は、公開審査会にて修士論文の審査及び試問の判定を行う。

2 判定は、次の各号により行う。

- (1) 審査委員各々が5点法(5点が満点)による評価を無記名投票(別紙様式)にて行う。
- (2) 審査委員の評点平均が3点以上の場合は、委員会として判定を合格とする。
- (3) 審査委員会の評点平均が3点未満の場合は、修正などを勧告し、再提出された論文について再判定を行う。

3 審査委員会は、合格と判定した場合、学位授与報告書を2月(10月入学の場合は8月)第3火曜日までに研究科長に提出する。

4 教授会は、2月第4火曜日(10月入学の場合は8月教授会開催日)に審査委員会の審査結果の報告の後、合否を決定する。

附則

この内規は、平成21年9月8日より施行する。

附則

この内規は、平成29年1月1日より施行する。

附則

この内規は、平成29年12月12日より施行する。

附則

この内規は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この内規は、令和5年12月12日より施行する。

【修士文審査手順】()内は10月入学の場合

12月(6月)第2火曜日の前週の金曜日 学位申請(修士論文除く)締切

12月(6月)第2火曜日 教授会で主査の報告(大学院教務委員会で選任)
この間、主査による副査の選任。
大学院教務委員会による審査順序の決定

12月(6月)第3金曜日 修士論文提出締切

12月(6月)第4火曜日 審査委員の承認(教授会)
教授会に申請者・審査委員一覧、内容の要旨を配布
教授会后、審査委員に修士論文等配布

- 1月 (7月) 第3水曜日 公開審査会(申請者・審査委員出席義務)
この間は、審査委員による審査期間
合格と判定できない場合は、修正勧告し、再判定
- 2月 (8月) 第3火曜日 審査委員会毎の報告書提出期限
- 2月第4火曜日(8月教授会開催日) 学位審査(教授会)
- 3月 (9月) 学位授与式(学部卒業式と同会場で開催)